

田野町危険木伐採等支援事業補助金交付要綱

令和4年田野町要綱第12号

(目的)

第1条 この要綱は、危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で田野町危険木伐採等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、町民の安全安心な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 胸高直径が20センチメートル以上、かつ樹高が5メートル以上のもので、倒木により公道又は住宅に直接的な損害を与える恐れのある樹木又は倒木して住宅に危害を与えた樹木。
- (2) 住宅 田野町に住民票登録がある者が居住している建築物。
- (3) 伐採 危険木を根元から1メートルまでに伐る作業。
- (4) 撤去 伐採した樹木を処分する場所まで運び出す作業。
- (5) 処分 伐採した樹木を有償又は無償で引き取ってもらうこと。

(交付対象等)

第3条 この補助金の対象は、田野町内の現況山林と見なせる場所に存在する危険木の伐採等を委託（委託先は、森林組合、造園業者、建設業者、シルバー人材センターに限る。（以下、「施工者」という。））した場合に、要する費用（伐採、撤去、処分に要した経費。ただし、危険木を売却する場合は、伐採に要する費用のみとする。）。

2 この補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次号に掲げる者で町長が適当と認める者とする。ただし、田野町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する者、町税を滞納している者及び危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受ける恐れのある住宅の所有者又は管理者が同一若しくは生計同一である場合は、対象外とする。

- (1) 危険木を所有する者。
- (2) 危険木が倒れることにより被害を受ける恐れのある住宅の所有者、管理者又は居住者。ただし、危険木を所有する者から伐採等の承諾を受けていること。
- (3) 危険木が倒れることにより人命に被害がおよぶ恐れのある公道が存する地元地区長。ただし、危険木を所有する者から伐採等の承諾を受けていること。

3 この補助金の申請は、1人につき1年に1回限りとする。ただし、1人とは生計同一者を含む。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項の費用の2分の1以内とし、10万円を上限とする。

- 2 危険木が倒木し公道に直接的な被害を与える恐れがある場合の補助金の額は、前条第1項の費用の4分の3以内とし、20万円を上限とする。
- 3 前項第1項及び第2項の交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、田野町危険木伐採等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて田野町に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し(伐採等に要する内訳を示したもの)
- (2) 位置図等(伐採対象の危険木の場所が分かるもの)
- (3) 写真(伐採対象の危険木が分かるもの)
- (4) 危険木の所有者でない場合は、承諾書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、田野町危険木伐採等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは、田野町危険木伐採等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付申請の内容に変更が生じたとき、又は中止しようとするときは、速やかに田野町危険木伐採等支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を提出して、町長の承認を受けなければならない。

(補助金等の変更等の承認)

第8条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認するときは田野町危険木伐採等支援事業補助金変更等承認通知書(様式第5号)により、承認しないときは田野町危険木伐採等支援事業補助金変更等不承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条の規定により、補助金の交付決定を受けたものは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、田野町危険木伐採等支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の内訳が分かる請求書の写し
- (2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書の写し
- (3) 伐採等が完了したことが分かる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の実績報告があった場合は、事業実績報告書を審査のうえ町長が適当と認めたときは、田野町危険木伐採等支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の通知を受け取り補助金の交付を受けようとするときは、田野町危険木伐採等支援事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第2項の請求があったときは、申請者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) この要綱に定める交付対象の要件を満たさないことが明らかになった場合。
- (2) 虚偽の申請等により交付を受けた場合。
- (3) 前号に掲げる場合のほか、不相当と認められる事実があった場合。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。